

温排水等対策の条文見直し【第 14 条関係】

改正内容

温排水等による環境影響に係る新たな知見を踏まえ、排水による影響を考慮する対象の拡大及び温排水の適正管理に必要な事項について文言の見直しを行う。

- 排水による被害を未然に防止する対象を、「周辺水産動植物」から「周辺水域の動植物」に拡大
- 温排水について講じるべき事項を「冷却技術の技術開発」から、設備及び運転管理の改善等、温排水の適正管理のための措置に拡大

(1) 現協定における温排水対策に係る規定内容（協定第 14 条）

第 1 項 排水による周辺水産動植物への被害の未然防止に努めることを規定

第 2 項 温排水の冷却技術についての技術開発に努めることを規定

（沿岸での海苔養殖への影響を考慮して昭和 49 年公害防止協定で導入）

(2) 温排水の環境影響に係る新たな知見

- 国内では放水口近傍や温排水の拡散域において生物種の変化が見られ、底生生物について南方系外来種の越冬・定着が確認された
- 取放水方式により温排水拡散範囲に差異がある

「平成 22 年度国内外における発電所等からの温排水による環境影響に係る調査業務報告書（環境省）」

温排水等を排出することによる影響は、生態系保全の観点から周辺水域の動植物への影響を考慮すべき状況にある。また、環境影響評価において取放水温度の管理や取放水方式の最適化等、温排水の適正管理について配慮することが求められるようになってきている。